

業務改善助成金とは

事業場内最低賃金の引上げを行う事業主が、生産性向上に資する設備投資などを行う場合に、その費用の一部を助成し、最低賃金引上げに伴う事業主の負担を軽減することを目的としています。

徳島県内における活用例

- 1 宿泊・飲食業（60円コース）
事業実施計画等に基づき、60円以上引上げ、自動食器洗浄機を導入
助成金額89万円
- 2 医療・福祉（30円コース）
事業実施計画等に基づき、30円以上引き上げ、自動床掃除機を導入
助成金額50万円
- 3 宿泊・飲食業（45円コース）
事業実施計画等に基づき、45円以上引上げ、真空包装機を導入
助成金額75万円
- 4 農業（30円コース）
事業実施計画等に基づき、30円以上引き上げ、散水ホース・ホース自動巻取機・
軽量小型管理機を導入
助成金額62万円
- 5 その他の事業（30円コース）
事業実施計画等に基づき、30円以上引き上げ、ルート配送用販売管理システムを
導入
助成金額120万円

※事前に交付申請・事業実施計画などの手続きが必要です。

※徳島県最低賃金が令和4年10月6日に改正発効された後、賃金の引上げを行う場合は、改正発効後の金額855円から賃金を引上げる必要があります。